

令和2年度子育て総合支援モデル事業（高校生進学チャレンジ事業・南部圏域）に係る企画提案書募集要領

1 委託事業名

令和2年度子育て総合支援モデル事業（高校生進学チャレンジ事業・南部圏域）
業務委託

2 事業目的

大学進学への意欲が高く、成績や生活状況は良好であるにも関わらず、経済的に厳しい状況に置かれ、進学塾等へ通うことが困難な高校生に対する学習支援を行うにより、難関大学への受験をチャレンジを支援することで、貧困の連鎖を断ち切ることを図ることを目的とする。

3 企画提案募集の要件

「令和2年度子育て総合支援モデル事業（高校生進学チャレンジ事業・南部圏域）業務委託企画提案仕様書」（以下、「企画提案仕様書」という）による。

4 事業期間

契約締結の日から令和3年3月16日まで（予定）

5 委託契約見積限度額

7,339,000円以内（消費税及び地方消費税相当額10%を含む）とする。

※上記の金額は、消費税及び地方消費税相当額を含みます。

※当該金額は、企画提案のために提示する金額の上限額であり、実際の契約金額ではない。

※この募集要領は、令和2年度の業務に係る企画提案を募集するものであるが、令和3年度も同事業の実施を予定していることから、令和2年度から令和3年度の2年分を含めて企画提案すること。ただし、採択者に継続して契約することを保障するものではない。

6 応募手続き及びスケジュール

令和2年6月4日（木）	企画提案公募開始
令和2年6月12日（金）	参加申込締切・質問事項受付締切
令和2年6月19日（金）	企画提案書提出締切
令和2年7月1日（水）	選定委員会
令和2年7月上旬	選定結果通知
令和2年7月上旬	見積提出・契約締結予定

7 応募方法等

(1) 企画提案の申し込み

- ア 申込期限：令和2年6月12日（金）17：00
イ 提出書類：(1)参加申込書【様式1】
 (2)会社概要【様式2】
 (3)宣誓書【様式3】
ウ 提出方法：持参、郵送(到着確認が可能な手段で、申込期限必着)

(2) 企画提案書

- ア 提出期限：令和2年6月19日（金）16：00
イ 提出書類：(1) 企画提案応募申請書【様式4】 1部
 (2) 会社概要【様式2】 } 10部
 (3) 企画提案書【様式5】 }
 (4) 積算書【様式6】 }
 (5) 生徒向け授業料等の料金表 1部
 (6) 塾のパフレット 10部

※(2)～(4)は左上にステープラをして10部用意すること。

※ファイル、インデックス等は不要。

※(1)から(4)は全てA4片面印刷にすること

※(4)積算書は、令和2年度から令和3年度まで、年度毎に作成すること。

※(6)既存のパフレットがない場合は、(3)企画提案書の記載を詳細にし、
写真も外観、教室内及び授業風景など詳細に示すこと。

- ウ 提出方法：持参、郵送(到着確認が可能な手段で、提出期限必着)。

※提出期限後の上記(2)イの変更、追加は認めない。

※(4)積算書【様式6】の積算の費目は、下記「10 経費の計上」を参照すること

(3) 質問事項について

質問事項がある場合は、質問票【様式7】をFAX又はメールで提出すること（電話で受信確認すること）。質問への回答は県子ども未来政策課ホームページに掲載する。

質問受付期間：令和2年6月4日（木）12:00～6月12日（金）16：00

8 応募者資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（※1）に規定する者に該当しないこと。

(※1)地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 提出書類の受付期間において、会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがされていないものであること。
- (3) 指名停止措置を受けている者、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、上記1に掲げる業務委託の内容及び経理処理を的確に実施できる能力を有すること。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 沖縄県南部福祉事務所管轄のうち沖縄本島内（※）で、高校生に対し大学進学に係る学習を実施し、大学合格させた実績のある者。
※那覇市、浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、西原町、与那原町、八重瀬町の5市4町
- (10) 今回の委託に際して、主として本業務委託に従事する正副2名以上の担当者を割り当て、本業務委託に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。
- (11) 応募は単独事業者に限り、複数の事業者で構成する共同企業体の応募は不可とする。
- (12) 本事業を受託した場合は、各受託者で受け入れる生徒の選考試験及び面接の実施ができること。

9 審査

- (1) 審査方法：
 - ・沖縄県子ども生活福祉部に設置される企画提案選定委員会で総合的に審査し、委託候補者を選定する。
 - ・企画提案書の提出後、必要があれば県担当者によるヒアリングを行う。
 - ・選定委員会では、応募者によるプレゼンテーションを実施する。
 - ・選定委員会への入室者は2名以内とし、説明時間は、1社あたり15分程度（プレゼンテーション8分、質疑応答7分）とする。
 - ・応募者多数の場合は、一次審査（書類審査）を行い、選定委員会への参加者を上位3社程度を選定するものとする。
 - ・委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
 - ・二次審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。
 - ・新型コロナウイルス感染症の流行状況や、拡大防止措置等の状況によっては、プレゼンテーション審査を行わず、第二次審査を書面審査とする場合

がある。

(2) 選定委員会開催予定日：令和2年7月1日（水）午後

※開催時間及び場所は、【様式4】に記載する担当者宛てに連絡する。

10 経費の計上

上記8応募方法等イ(4)積算書【様式6】は次の内容で積算すること。

①受入人数：10名（1年生1名、2年生2名、3年生7名）

②指導期間：令和2年度は8月から翌年3月までの8ヶ月

令和3年度は4月から翌年3月までの1年分の経費を見積もること。

③経費項目：各単価は、一般の生徒を通塾させる時の費用と同額で計上すること。

(ア) 入会金

(イ) 授業料

・月謝払いもしくは一括払いが明示すること。

(ウ) 授業料以外の費用

・入学金、授業料以外に係る費用（施設使用料、冬期講座等特別講座費、教材費、個別指導費等、授業料以外に係る費用）を計上すること。

・月謝払いもしくは一括払いが明示すること。

(エ) 模擬試験代

・自社で受験できる実施全国規模の模試の費用を計上すること。

・一般的に受験する可能性がある模試を選定し費用を計上すること。

(オ) 消費税（10%で計上すること）

④留意事項：

※積算書の各単価は、通常、生徒に請求している金額と一致させること。

※契約期間中に、消費税及び地方消費税額の税率が変更された場合は、協議の上、契約を改定する。

※上記(ア)から(エ)に消費税が含まれている場合は、税抜き表記にすること。

11 委託契約について

(1) 契約締結の手続き

ア 委託候補者を決定したときは、県は、あらかじめ業務仕様書を作成し、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで委託契約を締結し、契約書を交わすものとする。

イ 委託契約の締結時に行う業務仕様書において、企画提案内容の変更等を求めることがある。

ウ 契約締結の際は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付するものとする。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

【沖縄県財務規則（抜粋）】

第101条2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 略
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4)～(12) 略

12 その他

- (1) 企画提案に要する経費、企画提案選定委員会に参加する経費などについては、参加者の負担とする。
- (2) 企画書に記載した担当者等は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験、見識を持つ者とし、県の了承を得なければならない。
- (3) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (4) 1事業者当たり、提案は1件とする。
- (5) 子育て総合支援モデル事業（高校生進学チャレンジ事業）の他の圏域の事業と同時に応募を可能とする。
- (6) 提出書類等の返却は行わない。
- (7) 虚偽の記載又は募集要領に適合しない応募は無効とする。
- (8) 応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (9) 提出された企画提案書等は、本件企画提案における選定作業以外には使用しない。
- (10) 企画提案に当たって、企画提案書等に連携先等の具体的な法人名称を使用する場合は、企画提案者が、当該法人等から了承を得ること。
- (11) 今回の公募は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約を保障するものではない。
- (12) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (13) 事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条第1項に規定する県の休日を除く、9時から17時までとする。

13 提出、問い合わせ先

沖縄県子ども生活福祉部子ども未来政策課 事業推進班
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL : 098-866-2100 FAX : 098-869-5146
E-mail : aa031607@pref.okinawa.lg.jp